最近の判例から (5) - 心理的瑕疵 -

賃借人の長女の自殺につき、賃借人に賃料等の差額分、 内装工事費、供養費の賠償責任が認められた事例

(東京地判 平23・1・27 ウエストロー・ジャパン) 太田 秀也

賃貸人が、賃借人に対し、入居者であった 賃借人の長女が学生向け賃貸マンションの貸 室において自殺したことが、善管注意義務違 反にあたるとして損害賠償請求をした事案に おいて、履行補助者による故意過失として、 賃借人に対し、賃料等の差額分、内装工事代 金、供養費用の賠償責任を認め、請求を一部 認容した事例(東京地裁 平成23年1月27日 判決 一部容認 控訴(控訴後和解) ウエ ストロー・ジャパン)

1 事案の概要

(1) 建物賃貸借契約

賃貸人Xは、賃借人Yとの間で、平成20年 3月13日、Yの長女を入居者とする、下記内 容の建物賃貸借契約を締結し、同月30日にY に対して、下記賃貸目的物(以下「本件貸室」 という。)を引き渡した(以下「本件契約」 という。)。

- ・賃貸目的物の所在 神奈川県川崎市
- ·賃貸期間2年間
- · 賃料 7 万5000円、共益費5000円 敷金15万円、礼金15万円

(2) 自殺等

Yの長女は、平成21年3月22日頃、本件貸 室内で死亡していた。所轄警察は、死亡原因 を「自死」とする死体検案書を作成した。

Yは、平成21年3月31日、本件契約の中途 解約を申し入れた。

(3) 原状回復工事等

本件貸室貸室内全体に悪臭があったことか ら、Xは、ルームクリーニング及びクロス全 体の張替として内装工事代金21万9450円(税 込み)、本件貸室の現場供養費用5万2500円 (僧侶手配手数料、現場供養費用) をリフォ ーム業者等に支払った。

(4) 新契約

Xは、本件貸室で自殺のあった約7ヶ月後 に(但し、Xは同年6月30日までの賃料相当 額は既に受領している。)、①賃貸期間平成21 年10月20日から平成27年3月20日(65ヶ月)、 ②賃料等月額合計4万6000円の内容で、新た な賃借人との間で賃貸借契約を締結するに至 った。

2 判決の要旨

裁判所は、下記のように述べ、Xの請求を 一部容認した。

- (1) 入居者の自殺につき、Yの債務不履行責 仟の有無
 - ア わが国においては、建物を賃借する者 にとって、賃借すべき物件で過去に自殺 があったとの歴史的事情は、当該不動産 を賃借するか否かの意思決定をするに際 して大きな影響を与えるものであるとさ れており(従って、貸主や宅建業者は、 賃貸借契約を締結するに当たり、一定期 間はかかる事実を説明すべき義務がある ものと解される。)、そのため、自殺者の 生じた賃貸物件は、心理的瑕疵物件とし

て、自殺後相当期間成約できなかったり、 賃料を大幅に減額しないと借り手が付か ないという状況が続くこととなる。

イ ところで、建物賃貸借契約において賃 借人は、当該賃貸建物の経済的価値を損 ねない範囲で使用収益をする権利を有 し、義務を負う(通常使用による損耗を 除く。) ものである。そうすると、当該 賃貸物件内で自殺をするということは、 上述のように当該賃貸物件の経済的価値 を著しく損ねることになるので、賃借人 としては用法義務違反ないしは善管注意 義務違反の責めを負うことになり、また、 本件のように、賃借人であるYの長女が 入居者として本件貸室に入居している際 には、Yとしては、履行補助者による故 意過失として、信義則上自らの債務不履 行の場合と同様の責任を免れないといわ ざるを得ない。

(2) 損害の範囲

- ・ まず、平成21年7月1日から新契約が締結される同年10月19日までの3ヶ月と19日分の賃料等相当額分28万9032円(8万円×3ヶ月+8万円×19/31日≒28万9032円(小数点以下切捨て))は損害ということができる。
- ・新契約分については、Xが、aマンションの各貸室を、学生を対象に(主に音大生を対象としていると推測できる。)、賃料等合計月額8万1000円以上、賃貸期間2年の条件で賃貸していること等の事情を総合すると、少なくとも、新契約の賃貸契約当初の2年分(平成21年10月20日から平成23年10月20日までの24ヶ月)に加え、その翌日である平成23年10月21日から学生が通常において賃貸物件を探すピークである翌年3月20日までの約5ヶ月の間の新契約の賃料等の額(月額4万6000円)と、本件契約の

賃料等の額(月額8万円)との差額(月額3万4000円)については、逸失利益として認定するのが相当であり、その合計額は、98万6000円となる(3万4000円×29ヶ月)。

・ Xが支払った貸室内のクロスの張替 (109㎡)、クリーニング等の費用21万9450 円及び現場供養費用5万2500円(合計27万1950円)は、XがYに請求すべき損害として認めるのが相当である(同認定を覆すに足りる証拠はない。)。

3 まとめ

本事例は、都市部(神奈川県川崎市)の学 生向けの賃貸マンションにおける賃借人の長 女(履行補助者)の自殺事故について、履行 補助者による故意過失として、賃借人の債務 不履行責任を認めた上で、その損害賠償の範 囲として、①新たな賃貸借契約が締結される までの賃料等相当額並びに新契約の当初の2 年分及びそれ以降で学生が通常において賃貸 物件を探すピークである翌年3月までの5ヶ 月の間の賃料等の差額分(合計約128万円)、 ②本件貸室貸室内全体に悪臭があったことか ら、ルームクリーニング及びクロス全体の張 替として内装工事代金(約22万円)、③供養 費用(約5万円)について、借主(父)の損 害賠償責任(合計約155万円)を認めた事例 であり、特に賃料の逸失利益分については、 原告である賃貸人は6年分を請求していたの に対し、上述のように期間を限定(全体で約 2年9ヶ月)して認めている点など、賃貸住 宅における自殺に係る損害賠償の範囲を認定 した事例として参考となるものである。

なお、賃貸住宅における自殺に関しては、 本誌次号掲載予定の「賃貸住宅における自殺 に係る損害賠償責任に関する一考察」をあわ せて参照されたい。

(総括主任研究員)